

公立大学法人埼玉県立大学客員教員規程

平成26年5月1日

規程第130号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第20条の規定に基づき、埼玉県立大学（以下「本学」という。）における客員教員に関し必要な事項を定めるものとする。

(客員教員)

第2条 客員教員とは、本学において教育、研究に従事しようとする者で、有為な教育、研究活動に従事する者又は社会の第一線で活躍し本学の教育研究分野に関して卓越した識見を有する者をいう。

2 客員教員の称号は客員教授及び客員准教授とし、次の各号に定めるところに付与する。

一 本学の教授と同等以上の資格があると認められる者を客員教授とする。

二 本学の准教授と同等以上の資格があると認められる者を客員准教授とする。

(申請)

第3条 客員教員の称号を付与しようとするときは、学部長若しくは研究科長又は学科長（共通教育科長を含む。）は、学長に申し出なければならない。

(選考)

第4条 客員教授及び客員准教授の選考は、資格審査会を設置して行うものとする。

(資格審査会)

第5条 学長は、専門的見地から称号の付与に係る候補者の教育能力及び研究業績を審査する機関として、資格審査会を置く。

2 学長は、資格審査会の委員として、教職員の中から複数の者を指名する。

3 学長は、資格審査会の委員を指名するに当たっては、学部長若しくは研究科長又は当該事案に係る学科（共通教育科を含む。以下同様。）の教員及び当該事案に係る学科以外の教職員を指名しなければならない。

(称号の付与)

第6条 学長は、資格審査会の申出に基づき、第3条の申請を適当と認めるときは、客員教員の称号を付与する。

(称号付与期間)

第7条 称号付与期間は、1年以内とする。ただし、必要がある場合には、延長することができる。

2 前項の称号付与期間の延長の申出は、第3条に準ずる手続によるものとする。

(待遇)

第8条 客員教員には、給与その他の給付は支給しない。

(施設の利用)

第9条 客員教員には、本学の教育及び研究に支障のない範囲内において、情報センターその他の必要な施設の利用を認めることができる。

(称号の取消)

第10条 客員教員としてふさわしくない非違行為があった場合など、適性を著しく欠くときは、称号の付与を取り消すものとする。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。